ルソー・カント・フィヒテの国家論(下)

高 田 純

<目 次>

序論

- 1 はじめに
- 2 ドイツ観念論によるルソー国家論の継承・発展
- 3 初期カントへのルソーの影響
- 4 初期フィヒテへのルソーの影響

第 I 章 社会契約と国家設立

- 1 自然状態から国家へ
- 2 社会契約と普遍意志
- 3 水平的契約と垂直的契約

(以上 77 号)

第Ⅱ章 国家の構造と機能

- 1 共同体と公民
- 2 立法権と執行権
- 3 代議制の可能性
- 4 共和制と民主制
- 5 人民集会の位置
- 6 監督官制

(以上 78 号)

第Ⅲ章 人民主権と抵抗権

第IV章 ルソー国家論の受容と変容

(以上本号)

第Ⅲ章 人民主権と抵抗権

1 人民主権の理念

(1) ルソー

ロックは「主権」という用語をあまり用いない。彼によれば、立法権が最高権であり、人民は立法権を特定の人格あるいは集団に委任し、同意に基づいて立法府を設立する。この意味では人民が立法権を、したがってまた主権をもつといえる。「民衆が選出し、任命した立法府によって承認されていないものは法としての拘束力をもつことはできない」(TG.§134)。「人民のみが国家の形態を定めることができるが、人民は立法権を構成することによってそうなのである」(TG.§141)。

ルソーは人民が主権者であることを明確にしている。人民は人民集会において立法し、主権者として行動する (CS.III.12)。しかし、彼は、人民が立法能力に欠けることがあることを念頭において、人民のために立法を行なう人物を求める。ただし、このばあいも立法者が立法権をもつわけではない。立法権をもつのはあくまでも人民である。ルソーは人民の自己立法を強調する。「法に従う人民がその作り手でなければならない」(CS.II.7)。「立法権は人民に属し、人民以外の者には属さない」(CS.III.1)。

(2) カント

カントは基本的には人民主権の立場をとる。「統合された人民は主権者はそのものである。」「人民は[臣民としては]受動的であるが、[公民としては]自発的であり、主権者そのものを演じる」(RL§55)。「根源的にまた理念において主権は人民にあり、またそうであり続ける」(KgS.19.560)。

人民の合一された意志に基づき、主権に参与するものとしての公民はつぎの 点で自由、平等、独立をもつ。自由は、自分が賛成した法律にのみ服従するこ と[自己立法]にあり、平等は、このように立法された法律にすべての公民が

等しく服従することにあり、自立は、法律によって保障される権利のおかげで自分の生活を確保することにある $(RI.\$46)^{1}$ 。

ところで、人民の統合された意志は「理念」にすぎないので、それは特定の「物理的人格」において「具現」されなければならない(RI.317)。一つの意志に統合された人民は「国家首長 [Staatsoberhaupt]」あるいは「国家支配者 [Staatsherrscher]」と呼ばれる(RI.§49, RL.318)「最高の国家権力を表現して、人民の意志に対して実効力をこの理念のために作り出すような物理的(自然的)人格をまだ欠いているかぎりでは、この首長 [国家首長](主権者)は一つの(人民全体を表現する)想定物にすぎない」(RI.§51)。

カントにおいては、統合された人民は理念的なものである(RI.371)。人民は普遍意志へと統合されることによって主権者となるが、これも理念的である。さらに、「根源的な契約」も理念的なものである(RI.§47, TP.297, 299, 302)。根源契約は、「人民が自分たちを一つの国家へ構成する」「作用の理念」である(RI.§47, VgI.§52)。「根源的契約は事実として前提される必要はない。(実際に事実としては全く不可能である)。」「それはたんなる理念である」(TP.297)。

しかし、共同意志、根源的契約、人民主権が理念化されることは反面で、現実の支配の事実を理念によって追認し、正当化するという傾向が生じさせる。根源的契約についてつぎのようにいわれる。根源契約は「それぞれの立法者を、彼の法律があたかも人民全体の合一した意志から生じえたかのように、義務づけ、それぞれの人民が……あたかもともにその意志に同意したかのように見なすという点ででそうある」(TP.297)。一方で、「あたかも……かのように」は、「……に類似して、接近して」という意味がある。このばあいには、「法律があたかも人民全体の合一した意志から生じえたかのように」みなすことは、法律を人民全体の合一した意志から生じたものへ実践的に近づけるように、

「立法者」を「義務づける」ことを意味するであろう。「根源的契約の精神」は、「政治機構をこの理念に適合させ、このように、たとえ一挙にではないにせよ、これを徐々にかつ連続的に変更するという義務を含む」(RI.§52)。しかし、他方で、「あたかも……かのように」は、「みかけは似ているが、実際に

は異なる(似非)」ことを意味する。現存の法律が実際には人民全体の合一した意志には基づかないにもかかわらず、それをそのように解釈するという仮象が生じる。のちにみるように(Ⅲ - 3 - (1))、カントにおいては、服従契約によってまず既存の権力と体制を受容したうえで、それを徐々に根源的契約の理念に合致するものへ接近させるという傾向がある。

(3) フィヒテ

フィヒテは人民主権を擁護する。「人民は実際に、また権利の面でも最高の権力であり、……他のすべての権力の源泉である」(NR.182)。人民は人民集会において国家を設立し、「権力の管轄者」を選出し、またそれを解任することができるという点では、主権をもつ。しかし、人民の立法権は制限され、個別的な諸法律の立法とそれらの執行は権力の管轄者に委任される。人民が人民集会において権力管轄者を解任できるのは、監督官が権力管轄者の統治を不当と見なし、人民の判断を求めるばあいに限定される(Ebd.)。

2 統治契約・服従契約をめぐって

(1) ルソー

近代の社会思想においては、人民に属す個人が相互に結合して主権を確立する段階と、主権者としての人民が統治者に執行権を委任する段階とが区別される。すでに言及したように(I-4)、①国家においては個人相互の水平的関係と個人(人民)と統治者(国家)とのあいだの垂直的関係がある。②これら二つの関係は二つの異なった契約に基づくとみなされることがある。このばあいには水平的関係は「結合契約」に基づき、垂直的関係は「統治・服従契約」に基づくとされる。③さらにこれら二種の関係や契約が二つの異なった段階に属すと説明されることもある。①②③の関係の理解は思想家によって異なる。ロックにおいてはつぎのように説明される。①人民の集会において個人相互の合意(根源的契約)に基づいて共同体が設立されるが(TG.§95)、この合意は

多数決でよい(TG、§96,98)、②つぎに共同体はその代表者に立法権を信託し、委任する(TG、§135、§149)。③さらに立法府は執行府に執行権を委任する(TG、§152,153)。信託はホッブズにおけるように一方的なものではない。立法府は執行府への信認を取消し、これを解任することができる(TG、§152、§153)。また、立法府と執行部が人民による信託に背反するばあいには、人民はこれに抵抗することができる(TG、§155)。

人民による公共体の設立は個人相互の水平的契約に基づき、公共体による立法府の設立、立法府による執行府の設立は垂直的契約に基づくといえるであろう。なお、中世末期において統治・服従契約は君主と貴族とのあいだで結ばれると主張された(例えばモナルコマキ論)。ロックの信託はこれとは異なって、統治者と人民のあいだのものである。ロックが統治契約という用語を避けているのはこのような歴史的背景を考慮したためとも思われる。

これに対して、ホッブズにおいては第2段階は第1段階から明確に区別されない。諸個人が結合して、その権利と力を特定の人格や合議体へ一方的に移譲し、彼らを主権者とするといわれる。

ルソーは国家の設立のさいに一見垂直的契約(統治・服従契約)を否定しているが(CS.III.16)、内容的には、水平的契約と垂直的契約とを不可分とみなしている(I-4-(1))。個人相互の約束(契約)によって国家が設立されるが、この約束は直ちに政治体(国家)と成員(人民)との約束でもある。ただし、そのさいに根本的なのは前者の約束(「結合の契約」)である(CS.III.16)。ルソーによれば、立法権の確立と執行権の確立とは異なる段階に属す。立法権をもつ人民は統治者に執行権を委ねるが、統治者は人民のための「公僕 [officier]」にすぎない(CS.III.18)。

(2) カント

カントにおいては個人のあいだの水平的契約と個人と統治者とのあいだの 垂直的契約とは表裏一体をなす。国家の設立は「公民的結合の契約」(TP.289) に基づくが、そのさいに人民は権力を国家支配者(最高立法者)に一方的に委 任する。人民と国家支配者との契約は「公民的服従の契約」(RI.318)であるが、この契約は双務的ではない。「国家における支配者は臣民に対して権利のみをもち、いかなる(強制的)義務ももたない」(RI.319)。この契約は、「その不履行によって一方に側にその破棄を正当化とさせるような条件を含む契約ではない」(KgS.19.593)。したがって、統治者がこの契約に反したことを理由に、人民は統治に抵抗することはできない。「たとえ、支配者の機関、元首が法律に違反しても……、臣民はこの不正に対して……いかなる抵抗を行なうことも許されない」(RI.319)。

カントは、すでに権力をもつ者と人民は服従契約を締結すると考えているようにもみえる。人民の意志の合一は特定の人格の権力のもとで行なわれるとされる。「それ自身ではまだ統合されていない人民意志を一つの主権的な意志(万人を一つの法則によって統合する)のもとに無条件に服従させることは、最高の権力を先占することによってのみ始まることができる作用であり、この作用を一つの公法を確定する作用である」(RL.372)。「あの[共和制の]理念の実現のさいに……法的状態の開始のためには権力による開始以外はあてにできないのであり、そのあとで権力の強制に基づいて公法が確立される」(TP.371)。カントは、「市民的服従が一つの事実として先行しているか、あるいは、権力が先行して、法律が後になって初めて登場したのかどうか、あるいは両者はこのような順序で相互に契機すべきであったかどうか」は問題ではないと述べているが(RL.318)、「権力が先行して、法律が後になって初めて登場した」というのがカント自身の見解であるようにさえ思われる²⁾。

カントにおいては根源的契約は高度に理念化されることによって、一方でそれが理論的に純化され、深化されるとともに、他方でそれが形骸化されることによって、現実に妥協するものともされる。この点で彼のつぎのような説明が問題となる。「社会契約は国家設立の原理ではなく、国家管理の原理である」(KgS.19.503)。すでにみたように(I-4-(2))、カントによれば、国家設立は「結合契約」に基づき、国家の統治や管理は「服従契約」に基づいて、統治者(国家支配者と元首)に一方的に委任されるのであり、両者の契約は表裏

一体である。この引用は後者の「服従契約」に注目したものといえるであろう。 ロックは国家(共同体)の設立と統治(立法権と執行権)の確立とを段階として区別するが、カントの見解はこれとは異なる。

しかし、国家設立と国家管理との関係を別に理解することも可能であろう。 国家設立は国家の歴史的、時間的起源に関係するのに対して、国家管理は国家 の構造と運営に関係するともいえる。カントは、「社会契約は国家体制 [の管理]の規則であり、その起源の規則ではない」ともいう(Ebd.)。社会契約は歴 史的に実在するとはかぎらない³)。カントはそれを歴史的、経験的起源から分離して、理念として純化した。国家の歴史的起源がどうであれ、その管理と運営は社会契約(人民の合一した意志)の理念に合致するよう行なわれなければならないということが基本とされるべきであるということがカントの主張の趣旨であると解釈することも可能である。「現存の国家体制が根源的契約の理念とたしかに一致しがたいばあいには、これを変更することが主権者にとって可能でなければならない」(RI.852)。

(3) フィヒテ

フィヒテにおいては「国家契約」(NR.178) はいちおう二つの段階から形成されるといえる。まず、諸個人が相互の契約によって共同体を設立する。この契約は「根源的契約」(NR.184) と呼ばれる。つぎに、共同体は「委任契約」によってその権力(個別的諸法律についての立法権と執行権)を公的権力の管轄者に委任する(NR.165, 176, 288)。この契約は、共同体に属す人民が権力管轄者に服従することを含み、「服従契約」(NR.176, 206f.)である。ホッブズとカントにおいては、ルソーのばあいとは異なって、諸個人が相互の契約に基づいて統治者に権利を一方的に委任すると説明されたが、フィヒテにおいても同様であり、「公民的契約」は個人相互のあいだで行われるとともに、「国家という全体」と「各個人」とのあいだで締結される(NR.207)。「個人と個人との契約をつうじて全体は成立している。そして、すべての個人が全体としてのすべての個人と契約することをつうじて、全体は完成される」(NR.204)。したがっ

て、フィヒテにあっては、人民のあいだの契約に基づく国家(共同体)の設立と、「服従契約」に基づく権力管轄者への公権力の委任とは実際には異なった 段階に属すのではなく、一つの事柄の二つの側面にすぎない。個人相互の水平 的契約は別の面からみれば、個人と全体との垂直的契約である。

3 人民の抵抗権、革命権

(1) ルソー

ホッブズにおいては、人民が「一つの意志」に統合され、主権を特定の人間 あるいは集団に委譲することによって公共体が設立される。主権者(統治者) の行為は人民の意志と一致している。「それぞれの臣民は、設立された主権者 のすべての行為の本人である」(Lev.II.§18)。したがって、人民は主権者の行為 に抵抗することはできず、主権者から権力を剥奪することはできない(Ebd.) 4)。 すでにみたように (\mathbf{III} - 2 - (1))、ロックは公共体の設立、立法権の設立、 執行府の設立の3つの段階を区別し、それぞれが一種の契約に基づくとみなす が、このことから、立法府と執行部がこの契約に反するばあいには、人民がこ れに抵抗することができ、さらに立法府と執行部を交代させることもできる、 という結論が導き出される。ロックによれば、立法府と執行部が人民の信託に 反するばあいは、自ら人民との「戦争状態」に入るのであり(TG.§222)、人民 は立法と執行部に対抗することができる。人民は立法府と執行府から権力を奪 い、自分へ取り戻し、新しい政府(立法府と執行府)を確立することができる (Ebd.)。ここに「革命」が生じる (TG.§225)。このばあいに人民は決して「反 逆者」ではない。「反乱」を起こすのは、人民の意志に反して権力を簒奪する 者の方である。人民による革命は「反乱に対する最善の防壁」となる(TG.8226)。 このように、ロックは社会契約論によって人民の抵抗権と革命権を正当化する。 ルソーは人民の革命権を直接あからさまには認めていないが、一般意志に基 づく人民集会において人民が政府の交代を決議することは「合法的行為」であ って、「暴動」ではないと述べている(CS.III.18)。ルソーによれば、人民によっ

て執行権を委任された統治者が人民の意志に反した行為を行ない、主権を奪いとる場合には、社会契約は破棄され、人民は「自然的自由」に復帰するのであり、もはや服従を強制されことはない(CS.III.10)。その場合に人民は人民集会において、「政府の現存の形態を維持したいと思うかどうか」、「政府の現存の情勢を委任した人間に今後もそれを委任したいと考えるかどうか」についてそれぞれ審議し、判断する。統治者がこのような人民集会の開催を妨害することは不当で国家に対する敵対である(CS.III.18)。

(2) カント

カントによれば、主権者(立法者)は人民の意志を代表し、人民から権利を 委譲されるのであるから、主権者の行為は人民の意志に根本的に反することは なく、市民がそれに反対することは不法である。「人民は、現存の国家最高指 導者が意欲するのとは別に判断することはできない」(RL.318)。「現存の立 法権には、その根源がいかなるものであろうとも、服従すべきである」(RL.319)。 「元首が法律に反して振舞うとしても」、「臣民はなんらの抵抗を行なうこと も許されない」(RL.319)。人民と主権者(統治者)が対立する場合に、いずれ が正当化かを客観的に判断する第三者が存在しないということも、人民の抵抗 権の否定の根拠とされる(RL.320, Vgl.TP.299) 50。

カントによれば、個人は根源的契約に基づいて統治者に一方的に権限を委譲したのであり、個人と統治者とのあいだには契約はなく、統治者がこの契約に反することを理由に、統治者に服従しない権利をもたない。この契約は、「その不履行によって一方に側にその破棄を正当化とさせるような条件を含む契約ではない」(KgS.19.593)。カントはアッヘンヴァルのつぎのような見解を批判する。人民と統治者(国家首長)とのあいだに「服従契約」があり、統治者がこれに反するばあいには、人民は「自然状態」に戻り、統治者に対抗する権利もつ(TP.301)。アッヘンヴァルのこのような見解はロックのものに近い。

しかし、人民が統治に対してなんらの抵抗もできないとカントがみなしているわけではない。カントによれば、統治の不法な行為に対する「意見を公表す

る」「権能」は、公民の「喪失しえない権利」であり、「言論(文筆)の自由」は「人民の唯一の守護神[Palladiumum]」として保障されなければならない(TP.304)。「国家元首は、契約によって人民になんらの責務(拘束力)も課されておらず、市民に不法を加えることはありえない」とホッブズが見なしていることをカントは批判する $(TP.303)^{5}$ 。「根源的契約を自ら破った支配者へ服従を控える者は反逆者ではない」(KgS.19.590)。

つぎに、カントによれば、改革は行政に関してのみ認められ、立法に関しては認められない。「改革という形の変更が行なわれるばあいに、改革は執行権に関してのみ行なわれるのであり、立法権に関しては行なわれえない」(RL.322)。また、執行権の改革は議会をつうじてのみ行なわれる。人民には、政府の行為を変更させるための「積極的抵抗」は認められず、政府の行為に服従しないという「消極的抵抗」のみが認められる。しかも、後者も、議会による政府の行為の拒否という間接的な形でのみ認められる。すでに見たように、立法者は、執行権の最高の担い手としての首長から権力を剥奪し、首長を罷免し、その行為を変更させることができるが(RI.§48)、人民はこのような権利を直接に行使することはできないということになる。

けっきょくカントによれば、国家の変更は上からの漸次的な改革として行なわれるべきであり、下からの急激な革命は否定される。「国家体制の変更」は「主権者自身によって改革という形で行なわれうるだけであり、人民によっては、したがって、革命という形では行なわれえない」(RI.321f.)。

カントは立憲君主制を共和制と一致するベターなものと見なし、また、低い合法性をもつような君主制であっても、立憲君主制に至る過渡的形態として認める。「ヨーロッパにおいておそらく非常に拡大したその人民の状態は君主制を唯一の国家体制として推奨することができる」(KgS.9.96)。「あまりに性急な革命」は無政府状態を招くので、「たとえ合法性が低くてもどうにか法的な体制がある」方が良い(EF.373)。国家は「専制的な支配権を占有しているとしても、共和的に統治することができる」(EF.372)。「独裁的[autokratisch]に支配するが、そのさいにやはり共和的に……統治する」ことに「人民は満足する」

ことができる(KgS.7.87)。

(3) フィヒテ

フィヒテは監督官を人民と公権力の管轄者とのあいだに介在させ、監督官と権力の管轄者が対立したばあいは、人民は集会において、いずれが正当かを判断する。人民集会が監督官の判断を正しいとみなす場合には、統治者はその政策を変更しなければならず、そうでなければ、権力そのものを失う。これは事実上の革命である。しかし、それは「反乱[Rebellion]」ではない(NR.182)。権力管轄者が人民集会の決議に抵抗することこそ不当である。ここでは、監督官制を媒介にして、統治を変革する権利が人民に認められているといえる。

監督官制が機能するためには人民の力がその背景になければならないことをフィヒテは認めている。監督官が権力管轄者の行為を不当とみなし、この権力の執行の停止を命じても、人民集会の開催を召集し、人民集会が権力管轄者の解任を決議しても、権力管轄者がこれに抵抗し、これを妨害するばあいがある。その場合には、人民がこのような抵抗と妨害を排除する力をもたなければならない(NR.178)。

4 フランス革命の評価

(1) カント

カントはルソーとフランス革命との関係について直接に言及してはいない。フランス革命が勃発したのは(1789 年)『実践理性批判』の刊行(1788 年)と『判断力批判』の刊行(1790 年)とのあいだである。カントの親しい弟子のヤッハマンの報告によれば、カントはフランス革命を共和制の理想の実現の「実験」とみなし、革命の推移についての情報を熱心に収集したとのことである(ヤッハマン『人間カントについて』第12書簡、芝烝訳、創元社)。ドイツでフランス革命への共感者はジャコバン派と呼ばれたが、カントのケーニヒスベルクでその一人とみなされたといわれる。

注目すべきことに、カントはフランス革命直前のフランスの政治状態にかん してつぎのようにいう。「君主の統治支配権は全面的に消滅し(たんに停止さ れただけではなく)、人民に移行してしまった」(KRL.§52)。「主権者「君主] が人民を全招集し、彼らに完全に自分を代表させるばあいに、主権者は同時に この主権の権利を確保するかどうかが問題となる。」「彼(主権者)が彼ら(国 民)をひとたび招集し、彼らは自分で憲法体制を形成するのであるから、主権 者の権威はたんに停止されるだけでなく、まったく廃棄される」(19.593)。こ こでは、国王の統治権が議会(人民の代表)に移行し、事実上の革命がもたら されたことをカントは肯定的に評価している。彼は国家のこのような合法的変 革を望ましいコースの典型例とみなしたと思われる。しかし、国王が議会の武 力弾圧を企てたため、人民が決起して、暴力的行動に出て(バスチーユ占拠な ど)、国王の動きを阻止し、フランス革命となったのである(1789年7月14日)。

フランス革命の余波によってプロイセンにおいてはフリードリヒ・ヴィルへ ルム2世のもとで検閲が強化され、カントの『宗教論』は発禁処分を受け、彼 はイエナで出版せざるをえなかった(1793年)。彼は国王からの警告に対して、 以後は宗教について見解を公的に論じないと述べた。カントが同年の『理論と 実践』において言論の自由を自由の根幹として強調しているのはこのような背 景のもとである。カントはこの著書のなかで、人民の抵抗権、革命権を批判し、 反論権のみを認めたことは賛否両論を呼び起こした。

国王の死去後プロイセンにおける言論弾圧はやや弱まった。『学部の争い』 (1798年) においては、カントは、『宗教論』出版のさいの言論弾圧への不本 意な譲歩について弁明したうえで、フランス革命の世界史的意義を強調し、そ れへの共鳴さえも表明している。「生気あふれる人民の革命という巨大な政治 的な変化」に対して、「公的に現れる観察者(観客)の普遍的で公平な共感」を、 これに反対する側から蒙る危険を犯してまでも、表明することを賛美している。 「この革命は悲惨と残虐行為に満ちているとしても」、それは共和制という「よ りよい状態」に向けて人類が道徳的に進歩することを示している(KgS.7.86ff.)。

カントは「あまりにも性急な革命」を批判しているが、人民が主権を獲得し、

共和制へ移行することは人類史の巨大な流れであり、さまざまな混乱を伴ったフランス革命をこのようななかに位置づけている。不法なやり方によってであれ、一度革命が成功すれば、それに従うことは義務であり、それに抵抗する反対することは許されないともいわれる(RI.322)。また、革命が「自然によって自ずと生じる」場合には、「国家の叡智[Staatsweisheit]」はこれを、共和制の理念に従った「根本的改革」を行なえという「自然の呼びかけ」として利用すべきであるとされる(EF.373)。

(2) フィヒテ

フィヒテは最初期の『思想の自由の返還要求』と『フランス革命論』において人類にとってのフランス革命の意義を明らかにするとともに、改革を混乱なく進めようとする。彼は、「暴力的な飛躍」によらず、「漸進的な進歩」によって(SW.Bd.6.5)、国家体制の「合法的で全面的な革命」をめざす(S.154)。彼はそのために革命の「正当性」についての議論と革命の方法の「賢明さ」についての議論とを区別する(S.48)。フィヒテによれば、フランス革命は「暴力革命」(S.5)という形態をとり、「恐ろしい見せ物」(S.6)を示したが、この革命の意義自体はこのことから独立に理解されなければならない。『自然法論』においては、暴力によらない「徐々の緩やかな、だが着実な進歩」のために、監督官制に基づく共和制国家の確立をめざす。

5 人民主権と陶冶可能性

(1) ルソー

ルソーは、市民は一般意志に服従するように強制され、「自由への強制」が必要であると主張するが(CS.I.7)、市民は一般意志に服従するよう啓蒙されなければならないともみなす(CS.II.6)。「一般意志はつねに正しいが、それを導く判断はつねに啓蒙されているわけではない。」「個人は幸福を理解していても、これを退け、公衆は幸福を欲していても、それを理解しない。」「諸個人につい

ては彼らの意志を理性に一致させるように強制しなければならない。公衆については、それは欲することを教えなければならない」(II.6)。

(2) カント

このようにカントにおいては、社会契約と、それに基づく人民主権は理念化されたうえで、形骸化されてしまう。ここにはルソーからの大幅な後退、ドイツの現状への妥協があり、このことはカントの国家論の限界としてしばしば指摘されてきた。カントの国家論においては、一面で人民主権と共和制を理念化することによって、新しい国家を深く根拠づける方向が示されるとともに、他面では、与えられた経験的現状を受け入れるという傾向が生じる。

しかし、根源的契約が理念化され、棚上げされることはカントにのみ特有なのではなく、ロックにおいても、ある程度見られる。人民が自由な同意に基づいて国家を設立した歴史的経験はないという批判に反論して、ロックは、平和的に(征服によってではなく)成立したは国家はなんらかの意味で同意に基づくと主張する。彼は同意は明示的なものであるだけでなく、暗黙のものも含むと見なす。この結果、きわめて専制的な国家でないかぎり、国家は諸個人の暗黙の同意に基づいていると見なされることになる。ロックは一方では同意を理念的なものとみなすが、他方ではその経験的性格を重視し、現実への妥協を主張する。

人民主権の理念にかかわらず、それが現実的には制限されることは、人民の 陶冶の程度、その可能性と関連する。人民が社会的、政治的に十分に陶冶され れば、人民主権に基づく「真の共和制」が実現されるが、現実にはそうではな い。陶冶の問題は啓蒙の問題としてカントが重視するものである。

著者としては、理念と現実とのあいだのこのような乖離のなかで、理念の実現のたえざる努力というカントの主張を根本的なものと見なしたい。「根源的契約の精神」は、「政治機構をこの理念に適合させ、このように、たとえ一挙にではないにせよ、これを徐々にかつ連続的に変更するという義務を含む」(R1. § 52)。カントが永遠平和にかんして述べたつぎの言葉は国内の国家体制にも

妥当する。「最高の体制」が「確固とした原則に基づく漸次的改革によって企てられ、遂行されるならば、連続的接近という形で最高の政治的善へと導くことができる」(RL.354)。「永遠平和はけっして空虚な理念なのではない。この課題は(同じ歩みが繰り返し起きる時間はおそらくさらに短縮するであろうから)、その目標に絶えず近づいていくであろう」(EF.386)。

(3) フィヒテ

フィヒテによれば、人民主権がどこまで貫かれるかは人民の陶冶の程度に依存する。また、どの統治体制が適切であるかは「人民の陶冶の水準に左右される」(NR.288)。人民が十分に陶冶される場合には、民主制が機能するが、人民の陶冶が不完全であるかぎりは、君主制がベータでるとさえ述べている。民主制において「人民が自分たちの元首を選ぶためには、すでに十分に陶冶されていなければならない」。「人民がこの高い陶冶の水準に到達していない限りは、執行権は委譲され、元首の確固とした形式(輪番制)が永続的に導入される方がよい」(Ebd.)。

人民と、人民が委任する統治者とが十分に陶冶されるならば、人民主権は困難なく実現され、根本的には監督官制さえも不要になる。「執行権にきわめてわずかの仕事しかなくなれば、なくなるほど、執行権が不当である可能性を除去される。」「同様に監督官の権力も行使されなくなるであろう」(NR.186)。

国家を確立することは、その担い手の形成と結合している。国家はその体制を維持し、発展させるためにはその担い手としての人民を陶冶しなければならない。国家は人民を「自由へ強制する」というルソーの見解をフィヒテは独自の仕方で継承しているといえる。

第Ⅵ章 ルソー国家論の受容と変容

1 ルソーのカントとフィヒテへの影響

序論においてあらかじめ述べたように(序論 - 1)、カントとフィヒテはルソーの社会契約論の影響を受けながら、それぞれ独自に思想を形成したが、結論として多くの点で共通の見解に到達した。この共通性は、簡単にいえば、社会契約と共同意志に基づく個人と国家との一体化についての理解である。カントとフィヒテはこの点でルソーの見解をドイツの社会的、政治的地盤に立って、内面化し、理念化したといえる。

ルソーに先行するホッブズとロックの経験論的な国家観によれば、利己的な個人が他の個人との対立を回避するために他人との契約をつうじて国家を設立する。個人相互の結合(共同)は、各人の福利の実現を相互に妨害しないかぎりでの部分的、消極的なものである。各人にとっての自由は、その行為が(とくに他人から)妨害されないことにある。国家は各人の福利を保証するものであり、個人による個人の規制は最小限にとどめられる。なお、ホッブズにおいてはロックにおいてとは異なり、国家に対する個人の権利の全面的放棄による個人の国家への一体化が主張されるが、やはり国家の目的は各人の福利の保証にあり、また個人の自由は他人や国家による行為の妨害の排除に基づく。

これに対して、ルソー、カント、およびフィヒテにおいては契約による個人相互の結合は全面的で積極的なものである。ルソーにおいては、各人は自分の権利を国家へ全面的に放棄しながら新しい次元でこれを再獲得する。「結合は最大限に完全となる」(CS.I.6)、そこにおける自由は、自分が課した法律に服従することにある。この自己立法=自律の自由は、国家は設立の以前における自由(「自然的自由」)とは質的に異なる新しいもの(「市民的自由」および「道徳的、精神的自由」)である(CS.I.8)。ホッブズとロックにおいてはこれとは異なり、国家設立の前にも後にも各人の福利の実現のための自由に質的な変化はない。また、法律への服従は、各人の福利の実現を他人の妨害から防止する

ためのものにすぎない。

それでは、カントとフィヒテとを比較した場合に、いずれがルソーの国家論の影響を強く受けているであろうか。一般的には、フィヒテは<ドイツにおけるルソー>と呼ばれたように、ルソーによってより強く影響されたとみなされている。たしかにフィヒテにおいてはルソーの影響は多岐にわたる。最も基本的な影響は共同意志(一般意志)と社会契約との関係の理解、人民集会の役割の理解にみられる。監督官制はフィヒテ独自の構想といわれるが、ルソーから示唆を受けた可能性が高い。しかし、ルソー国家論の受け止めの深さという点では、カントはフィヒテと比較して勝るとも劣らない。

カントはルソーの一般意志を「アプリオリに合一した意志」として高度に純化し、経験な場としての人民集会から独立させる。また、カントは個人の道徳的、精神的自己立法と市民の政治的自己立法との結合についてのルソーの見解を継承する。「アプリオリに合一した意志」に基づく政治的自己立法において個人は相互に普遍的に結合し、国家と一体化する¹⁾。

フィヒテはルソーの強い影響のもとにカントの道徳論を法と国家に独自の仕方で適用する。フィヒテも政治的自己立法についてつぎのようにいう(I-3-(3))。「私が、私によって吟味され、承認された法律に服従するばあいには、私は私自身の不変な意志に服従する」(NR.104)。また、個人相互の結合についてつぎのようにいう。「全員の意志が唯一の概念 [共同意志の] に総合的に合一するときには、個人の意志が公共体の意志と融合して一つの意志となる」(NR.108)ことによって、個人は他人と有機的、不可分に結合する(NR.208)。国家を設立するための契約は、「結合すること自体が目的……であるような結合」である(TP.289)。

2 ルソーは集団主義的か

カントとフィヒテへの影響の影響にかんしてしばしば論じられてきたのは ルソーの集団主義の問題である。フィヒテはルソーの社会契約論の影響をより 直接的に受けているので、その集団主義的な性格によってより強く性格づけられているが、これに対して、カントにおいては社会契約論の影響はより間接的であり、集団主義による汚染もより弱いとみなされるばあいがある。

しかし、ここでまず問われるべきは、ルソーの国家論は集団主義的であるという前提がそもそも適切かどうかがである²⁾。ルソーは個人の意志の自由を強調するので、彼の立場は極端に個人主義的、主意主義的であるとみなされることがある。しかし、多くのアングロサクソン系の学者はルソーにおける個人と全体との結合についての思想を集団主義的と評価しがちである。

その典型はイギリスのヴォーンにみられる。彼はつぎのように主張する。ルソー以前においては契約論は「個人主義の礎石」となっていたが、ルソーにおいては契約論は、「それまで人間の精神が考えたかぎりでの絶対的なものとしての集団主義への入口を形成する」(Political Writings, p.39) 3)。ヴォーンはとくに、「統合された自己」(p.20)に基づく一般意志が集団主義の基礎をなすとみなす。ただし、ルソーは『不平等起源論』においては極端な個人主義的立場を取っていたのに対して(p.119)、『社会契約論』においては集団主義的立場をとっており、両者は「相互に矛盾する」(p.21) ことをヴォーンは指摘する 4)。 杉之原寿一はこの問題をめぐる論争を踏まえながら、つぎのように述べている。ルソーの思想においては、個人主義と集団主義という二つの相反する傾向が「そのいずれと軽重も判定しがたい形で同時に存在している」(「ルソーの社会思想」) 5)。

ここで注目に値するのは、ルソーも基本的に個人主義的立場を超えていないというへーゲルの見解である。それによれば、一方で一般意志は個人の個別的意志のあいだのたんなる共通的、相対的な意志にすぎない。そこでは「個人の固有の恣意的な意志という形での意志としての意志が実体的基礎であるべきとされる」(Rph.§29)。ルソーは、「意志を国家の権利として立てた」点で「功績」をもっていた。しかし、彼は、「意志を個別的意志の特定の形態において捉え、普遍的意志 [一般意志])をこれらの個別的意志から生ずる共通なものとして捉えたにすぎない。したがって、国家における個々人の合一は契約とな

った」(Rph.§258) 6)。ヘーゲルももちろんルソーにおける一般意志と全体意志 との区別を念頭においたうえで、一般意志がなお個人主義的、原子論的な性格 を残していることを指摘していると思われる。

他方で、ルソーのこのような普遍的意志は個別的意志と対立しているために、後者を外的に強制するという性格をもたざるをえないとへーゲルは指摘する。「理性的なものはこのような自由にとっては、これを制限するものとして」、「外的、否定的な普遍的なものとしてのみ現れる」(Rph.§29)。そして、全体による個人の強制についてのこのような観念が極端化され、実行に移されることによって、フランス革命における恐怖政治が生じた。「これらの抽象的な観念が暴力となったとき、それは……われわれが人類史において知るかぎりで最初の途方もない光景をもたらした」(Rph.§258, Vgl.§29)。

このようにヘーゲルは、ルソーにおいて個別的意志が出発点とされながら、 普遍的意志と対立するために、普遍的意志へのその一致は普遍的意志による強制となるとみなし、個人主義から集団主義への転換とみえることの内在的根拠を明らかにする。この弁証法的反転をどのように理解するかがルソーの国家論の評価の要点に関わる。ヘーゲルによれば、ルソーの思想はたんに個人主義的でも集団主義的でもなく、また個人主義的傾向と集団主義的傾向とを矛盾した形で含んでいるのでもない。

へーゲルは、ルソーのこのような限界がカントとフィヒテにおいてそれぞれ独自の形で表現されているとみなす。カントの法論においては、法は個人の選択意思(恣意)の相互制限の関係として説明されるが、これもルソーにおける個別的意志と一般意志との対立という見解に影響されたものである(Rph.§29)。フィヒテについてはつぎのようにいわれる。フィヒテにおいては個別的意志と一般意志との対立が鮮明に現れる。「普遍的なものは個人に対する外的な否定的な威力」である。「国家はその本質においては法制度としてのみ理解される。」「それは国家の全体的目的は、個人の自由が普遍的自由によって制限されなければならないことを根本規定とする。国家が自由の実現として捉えられる kaw替わりに、束縛や桎梏はますます大きくなる」(『哲学史』HzW. Bd.20, S.413)。

3 カントのリベラルな傾向をめぐって

カントに対するルソーの影響にかんしては積極的評価と消極的評価とが対立している。前者の評価の代表者はカッシーラーである。彼によれば、ルソーは「近代個人主義の真の先覚者」、であって、「国家社会主義の創始者や先駆者」ではない(『ジャン=ジャック・ルソー問題』、邦訳、5頁)で。カッシーラーこのような立場からルソーに対するカントの関係についてつぎのようにいう。カントは、ルソーの見解を「完全に理解したほとんど唯一の思想家」である。意志の自由に基づいて社会秩序が形成されること、道徳的自由と社会的変革が接合すること(同訳、26頁)、国家の設立はその担い手の創出と結合することをルソーは「理念的課題」とし(同訳、31頁)、カントはこれを継承した。とくに、市民は、自分が同意した法律にのみ服従することによって「自律的人格」として「真の自由」を得るというルソーの思想は、カントにおいて道徳的自己立法(自律)と政治的自己立法の結合としてより明確に捉えられる(同訳、24頁)。

新カント派に所属するカッシーラーはルソーをあらかじめカントに引きつけて解釈したうえで、ルソーとカントの接続関係を肯定的に理解している傾向がある。これに対してハバーマスとケアスティングはルソーとカントとの見解の共通性を指摘しながらも、両者の思想家のあいだの相違を指摘する。

ハバーマスは討議倫理学における合意論を法論にも適用し、合意に基づく立法の民主主義的手続きを重視する。討議倫理学における「普遍化の原則」はカント倫理学における格率の普遍化の原則を相互主観的に変形したものであるが、前者の原則を法論に適用するさいに、ハバーマスはカントの法論にあらためて着目する⁸⁾。ハバーマスによれば、「私的自律」(道徳的自己立法)と「公的自律」(政治的自己立法)との結合、人権と人民主権との結合についてのルソーの思想をカントは継承した(『事実性と妥当性』邦訳、上、121 頁)⁹⁾。しかし、つぎの点でルソーとカントとのあいだには相違がある。

ルソーにおいては、個人は立法者として私的自律と人権を獲得するが、その

さいに個人は「集合的全体の成員」として「立法実践のマクロ的主体へ融合してしまう」(同訳、上、129 頁)。また、自律は「人民の生活形態の実現」として実質面から捉えられる(同上頁)。しかし、このことによってルソーにおいては個人主義的、リベラルな要素は弱められる。

これに対して、ハバーマスはカントの優位をつぎの点に見出す。カントにおいては一方で、ルソーにおいてと同様に、個人の道徳的自律と公民の政治的自律とが相互に連関する。平等な権利は「道徳的に根拠づけられた人権として政治的意志形成に先行する」(同訳、上、129頁)。しかし、他方では個人の道徳的自律と生得的な権利に基づいて政治的意志が形成され、政治的立法が行なわれる。「個人の道徳的自律に基づく主権は公民の政治的自律をつうじてのみ実定的形態を獲得する」(同訳、上、121頁)。また、カントは合意形成の手続きの形式をルソーよりも明確に示している「0」。ルソーは人民主権を「人倫的(社会的)自己実現」の表現として捉える点で「共和主義的な」傾向「1」をもつのに対して、カントは人権を道徳的自己実現の表現として捉える点でリベラルな傾向をもつ(同訳、上、127頁以下)。

なお、ハバーマスはこのようにカントの見解をルソーの見解から区別して、 肯定的に評価しながらも、つぎのような限界をも指摘する。カントは「制定法 が人民の意志に由来するかはどうか」の基準を抽象的に示したにすぎず、合意 に基づく立法の手続きについて立ち入った考察を行なってはいない(同訳、下、 237 頁以下)。

ケアスティングはハバーマスよりも明確にカントのリベラルな性格を指摘し、ルソーに対するカントの独自性をいっそう強調する。ケアスティングによれば、ルソーは自由と「実質的な自己規定」(自己立法)とを等値する(『自由の秩序』、邦訳、353 頁)¹²⁾。彼は、個人の相互結合に基づく社会的自己支配を目指すが、これをさらに実質を与え、「全体的な政治的生活共同体」を実現しようとする(同訳、276 頁)。彼は合意形成の「手続き的正義」を主張するが、合意を人民集会という経験的な場に求めた。これに対して、カントは「人民の合一した意志」を理念化し、自己立法による個人相互の結合について実質を度

外視し、形式的な把握に徹する(同訳、308頁)。

ケアスティングはルソーとカントとの関係についてのハバーマスの見解を批判する。ハバーマスのように、私的自律は公的自律によってのみ実現されるとみなすことは「カントのルソー化」につながる。カントはルソーとは異なって、私的な自律を公的な自律の先行させている(同訳、18 頁以下)。ハバーマスは合意形成の手続きについてのカントの見解を救い出すことに成功していないことになる。

ハバーマスもケアスティングもルソーとカントにおいて個人の自己立法と市民の政治的自己立法とが結合しているとみなしながら、この結合の仕方にルソーとカントとのあいだの区別を見出す。簡単にいえば、この区別は、ルソーがこの結合を実質的なものと捉えるのに対して、カントはこれを形式的なものとして捉えるという点にある。ルソーのようにこの結合を実質的なものとみなすならば、これに基づく国家は価値内容を諸個人に強制することになり、国家が諸個人自身によって設立されるとしても、集団主義的なものとなるというのである 13)。

ここで、カントの法論において道徳的自己立法から政治的自己立法をへいかに移行するがあらためて問題になる。ハバーマスとケアスティングとはこの点で異なった理解を示している。ハバーマスは道徳的自律(自己立法)が「私的」であるのに対して、政治的自律は「公的」であるとみなしたうえで、後者なしには前者はないとみなす。しかし、ケアスティングによれば、カントにおいては道徳的自律に基づく人権は契約的手続きに基づく立法に優先する(19頁)¹⁴⁾。ハバーマスは、カントおいては道徳的自律は私的なものであり、相互主観性を欠落させているので、公的自律によって補完される必要が生じる、と解釈しているようであるが、このような解釈は適切であろうか。

ルソーにおいてはそもそも道徳的自律と政治的自律のあいだに基本的区別はない。個人は政治的自律によって道徳的、精神的自由を実現するとみなされる。これに対して、カントにおいては個人の道徳的自律を他人との外的関係に適用することによって、法と国家が成立すると説明される。しかし、カントに

おいて道徳的自律は私的、閉鎖的なものではない。格率が法則に従うものとして普遍性をもつことは、それがすべての人間にとって妥当することを含むのであり、自律は開かれた公的性格をもつ。ハバーマスの主張は、近代哲学を「主観主義的な意識の哲学」、「独話的な」ものであるという図式にカントを無造作に押し込むことに由来する。ケアスティングはハバーマスを批判するさいに、道徳自律の理解のこのような問題点を指摘していない。ケアスティングも道徳的自律の公的性格を正しく理解していないように思われる。

4 フィヒテにおける集団主義的傾向をめぐって

ルソーの『社会契約論』を集団主義的と特徴づけるばあいに、フィヒテにその影響が顕著に現れるとしばしば主張される。第二次世界大戦後にルソーの全体主義を強調したのはタルモンである。彼は「自由主義的民主主義」から「全体的主義的民主主義」を区別し、全体主義が民主主義と結合しうることを指摘し、その源流をルソーに求める。タルモンによれば、自由主義的民主主義は個人に対する強制の不在が重視されるのにに対して、全体主義的民主主義は「絶対的な集団的目的の追求と達成」を基礎とする。タルモンは、ルソーの「全体的主義的民主主義」はフィヒテによって継承されたとみなす¹⁵⁾。

ルソーの国家論のとの関係でフィヒテの国家論の初期から後期への変遷を 説明するさいに、連続性に比重をおく立場と、不連続性に比重をおく立場とが 対立している。連続説によれば、『社会契約論』によって強く影響されたフィ ヒテの『自然法論』においては個人と全体との直接的一体化が主張され、すで に集団主義的傾向が示されており、それが中期の『閉鎖商業国家論』と『ドイ ツ民族への呼びかけ(ドイツ国民に告ぐ)』、さらに後期の『法論』と『国家論』 においていっそう強調される。

ショットキーは連続説を採用し、つぎのようにいう。フィヒテは『フランス 革命論』においてはルソー以上に自由意志を強調し、「無政府主義にまで先鋭 化された自由主義」を主張するが、『自然法論』においてはルソーの「全体的

法国家」の理念を継承し、「全体的な国家主権」を重視する ¹⁶⁾。経済政策については一種の「国家社会主義」の立場がとられ、これが『封鎖商業国家論』においてより明確にされる ¹⁷⁾。『ドイツ民族』においてはルソーの一般意志論が放棄され、民族と国家中心の立場が主張される ¹⁸⁾。

ヴィルムスもつぎのようにいう。フィヒテは『フランス革命論』においては「極端な主観主義」から出発するが、『自然法論』においてはこの自由主義が「強い権威主義的な」立場と結合され、「全体主義」の立場がとられる(『全体的自由』、邦訳、19 頁)¹⁹⁾。ただし、ルソーの影響を受けたこの傾向は中期、後期にも継承される。ヴィルムスもタルモンの影響のもとに、フィヒテがルソーの「全体主義的民主主義」を継承したとみなし(同訳、22 頁)、『自然法論』以降については連続説に近い立場をとる(同訳、168, 179, 182 頁)。

ケアスティングらのように、フィヒテがカントとは異なって、ルソーの集団主義的傾向の影響を受けているという解釈するさいに、その有力な根拠とされるのは、フィヒテが個人相互の実質的結合(共同)と実質的平等をめざしていることである。しかし、実質的な共同が直ちに集団主義的性格をもつのではない。リベラルな立場においては、生活における共通性が画一化をもたらすという懸念が強いが、このことが集団によって強制されないかぎり、集団主義的とはいえない。

ルソーは『不平等起源論』において権利の形式的な平等の背後に実質的不平等が存在することを厳しく批判し²⁰⁾、これがフィヒテにも影響を及ぼしている。フィヒテは『自然法論』において実質的平等の実現のために国家による生活権の保障(社会保障)を重視している。国家による経済の計画化と規制もこのような見解と結合する。後者の主張は集団主義的であるが、社会保障は今日では集団主義的とはみなされない(レッセフェール的立場からはそのようにみられるであろうが)²¹⁾。

カントによれば、国家においては道徳のばあいとは異なって、各人の福祉を 追求は容認されるが、国家は各人の福祉からは独立しており、各人の福祉のた めのたんなる条件ではない²²⁾。これに対して、フィヒテはカントと同様の理性

中心の立場に立ちながらも、内容を度外視した形式主義にとどまるのではなく、 経験的、実質的要素との結合をも考慮に入れる。このことによって、イギリス に先駆けて、福祉国家論を提唱することができた。カントは、君主が温情によ って臣民の福祉を配慮するという見解を批判するが、フィヒテの福祉国家論は パタナーリズムに基づいてはいない²³⁾。カントの法論・国家論によって社会福 祉がどこまで説明可能であるかは新たな問題として残されている²⁴⁾。

注

それぞれの思想家の引用はつぎの原則に従う。

- ・ホッブズの『リヴァイアサン [Leviathan]』([Liv.] と略記) については、部と章を それぞれローマ数字と算用数字で示す。
- ・ロックの『市民政府論 [Two Treatises of Government]』([TG] と略記) については、 第2部の章と節をそれぞれローマ数字と算用数字で示す。
- ・ルソーの『社会契約論 [Contrat Social]』([CS] と略記) については、篇と章をそれ ぞれローマ数字と算用数字で示す。
- ・カントについては、Kants gesammelte Schriften ([KgS.] と略記) に基づき、巻数と 頁数を示す。

『道徳形而上学〔Metaphysik der Sitten〕』([MS.] と略記)KgS.VI.

『法論 [Rechtslehre]』([RL.] と略記) KgS.VI. 節番号が付されているばあいは、 [§] で示し、そうでないばあいにのみ、MSの頁を示す。

『理論と実践〔Über Gmeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber für die Praxis〕』(「TP.〕と略記) KgS.VIII.

『永遠平和論〔Zum ewigen Frieden〕』([EF.] と略記) KgS.VIII.

・ヘーゲルについては、Hegel Werke in zwanzig Bänden [HzB.] に基づき、巻数と頁数を示す。

引用文中の「] は高田の補足あるいはいいかえである。原語は〔] 内に入れる。

第Ⅲ章

1) 自由・平等・独立について『理論と実践』においては、『法論』においてとはやや 異なる説明が行なわれる。前者によれば、自由は共同体の権力を共同意志の法則に よって守るための権能が与えられていることであり(人間としての自由)。平等は、 臣民として法律に服従するように等しく強制されることにあり(身分上の特権を認 めない)。独立は、市民(公民)として共同的立法者になることにある(TP.290ff.)。 『永遠平和論』においては自由、平等、自立のうちで独立についての言及がない (EF.350)。

- 2)1770年代後半のものと思われる『法哲学遺稿』においてはつぎのようにいわれる。 「主権者の最高権力は法に先行する」(KgS.19.582)。片木清によれば、カントは国 家の起源と正統性に関して一種の「国家主権の占有論」、「実力先行論」を主張して いる(『カントにおける倫理・法・国家の問題』、法律文化社、1980年、190,209頁)。
- 3) ロックは、人民の社会契約(同意)がたんなる仮構ではなく、歴史的に実在したことを説明しようと試みているが、それに十分に成功してはいない。彼はけっきょく「明示的な同意」とは別に「暗黙の同意」に訴える(TG§119)。この点で社会契約はけっきょく、国家の統治(管理と運営の理念)であらざるをえないであろう。
- 4) ただし、ホッブズは、自分の生命や身体を防衛する人民の権利は国家に委譲されないので、国家がこの権利を侵害するばあいには、これに抵抗することができると見なしてもいる(Lev.II.§21)。
- 5) カントは一方で、「このような [君主権の] 不可侵 [の主張] によって君主にあまりにこびている」と非難されるべきではないが、他方で、「人民が国家元首に対して、譲渡できない権利をもっている」と彼が主張することによって、「人民にあまりにも有利な主張している」と非難されるべきでないと述べている(TP.303)。
- 6)『フランス革命論』においては「自由のための陶治」が「最高の究極目的」され、 それがまたは国家設立の究極目的であるといわれた(6.92,101)。人民が十分に陶冶 されるならば、強制装置を伴う国家は不要になり、消滅する(ローソクが消え行く ように)といわれた。人類史においては国家における強制は一時的なものであり、 個人の自由を保障するためには最終的には強制を廃止しなければならない。しかし、 『自然法』では国家の消滅には言及されない。

第Ⅳ章

- 1)「万人の一致し合一した意志にみが、各人が万人に対して、また万人が各人に対してまさに同一のことを決定するかぎりで」、「立法的でありうる」(RL.§46)。
- 2) ルソーの社会契約論が集団主義的とみなされるのはそこにおけるつぎのような主 張にかんしてであろう。社会契約は、「一般意志への服従を拒否する者がこの服従 を強制されるという約束を含む。」「このことが意味するのは、自由であるよう強制 されることにほかならない」(CS.I.7)。大衆は自分の真の理性(公共的福祉)を理 解しないので、一般意志に従ってそれを理解できるように、強制されなければなら ない(CS.II.6)。
- 3) *The Political Writings of Jean Jaques Rousseau*, Vol. I, Intorduction & noted by C. E. Vaughan, 1915.

- 4) ギールケも、ルソーにおいては個人主義的な要素と集団主義的な要素とが矛盾した形で含まれていると述べている。ルソーにおいては「あらゆる個人主義的な出発と目標にもかかわらず、そのつどの多数者の意志に現れる主権の絶対的な専制が結果として生じる」(O. Gierke, Johannes Aithusius und die Entwicklung der naturrechtlichen taatstheorien, S.116f. 邦訳『ヨハネス・アルトジウス』、勁草書房、98頁)。
- 5)桑原武夫編『ルソー研究』、第二版、岩波書店、1968年。
- 6) ヘーゲルは『哲学史』においてはやや控えめにつぎように述べている。「普遍的意志は、明らかに個別的である意志から合成されるというようにみられてはならない」にもかかわらず、この点で誤解が生じている(HzW. Bd.20, S.307)。
- 7)『ジャン=ジャック・ルソー問題』、邦訳、みすず書房。
- 8) ハバーマスは、カント倫理学においては普遍化は個々人によって単独で行われる 点で「独話的な」性格をもつことを批判し、討議倫理学における普遍化の原則は「可 能な関与者のあいだの了解に基づく」とみなす(J.Habermas. *Moralbewußtsein und kummunikatives Hanndeln*, 1983. 邦訳『道徳的意識とコミュニケーション的行為』岩 波書店、108 頁以下)。
- 9) Jürgen Habermas, *Faktizität und Gültuigkeit. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats.* 1992. 邦訳『事実性と妥当性――法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』、未来社。
- 10) ハバーマスによれば、ルソーは合意形成の手続きに言及しているが、それを多く の段階に細分化することによって、その基本性格をあいまいにしている(『事実性 と妥当性』、下、268 頁)。
- 11) ここでの共和主義は一般にいわれるような専制との対立におけるものであるよりも、現代アメリカの用法を念頭においたものであり、古代ギリシャにおける徳に基づく個人と全体との調和としての政治的共同体(アリストテレスを模範とする)に関係する。
- 12) Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit. Immauel Kants Rechts- und Staatsphilosophie, Dritte Aufgabe, 2007. 邦訳『自由の秩序』、ミネルヴァ書房。
- 13) ルソーが国家にとっての徳の役割に言及していることが、ロビスピエールにおける特定の徳の強制につながったとハバーマスはみなしているようである。しかし、社会契約論においては、国家による徳の強制は主張されていない。そこで問題とされるのは人民の陶冶である。ヘーゲルも『精神現象学』においてロビスピエールにおける徳の強制について語っているが、ルソーとの関係には言及していない。
- 14) ケアスティングは『自由の秩序』の初版(1984年)においてはルソーとカントとの共通性を重視していたが、第3版(2007年)においてはルソーからのカントの区

ルソー・カント・フィヒテの国家論(下)(高田)

別を強調する。彼によるハバーマス批判はこのような文脈におけるものである。

- 15) Jakob L. Talmon, *The Origin of Totaritarian Democracy*, 1960. p.3-5.このような主張は、「からの自由」と「への自由」とを対置したバーリンの見解(『二つの自由概念』 1958 年、邦訳、みすず書房)につながる。彼によれば、イギリス経験においては前者の自由が、ルソーとドイツ観念論においては後者の自由は主張される。
- 16) Richard Schottky, Untersuchungen zur Geschchte der staatsphiilosophischen Vertragsteoprie im 17. und 18. Jahrhundert. 1995. S.176, 205, 247.
- 17) a.a.O. S.211.
- 18) J.G. Fichte, Rechtslehre (1812), Einleitung. XXX-XXXIII.
- 19) Bernard Willms. *Die totale Freiheit. Fichtes politische Philosophie*. 1967. 邦訳『全体的自由——フィヒテ政治哲学』、木鐸社(邦訳は1965 年の学位論文に基づく)。
- 20) ルソーは『不平等起源論』においては不平等の是正の社会的措置について言及していないが、『社会契約論』に先行する『経済論』においては富者への課税などを 提案している。
- 21) フィヒテの政治哲学の基本性格と近代社会思想史における位置については、近刊 の拙著『時代に生きるフィヒテ──フィヒテ実践哲学研究』行路社、第Ⅲ篇、第VI ~IX篇、参照。
- 22) カントにおいては自由も平等も形式的である。「自分が同意したものとは別のいかなる法律にも服従しないという」ことに自由があり、「相手が自分を拘束するのと同様に自分も相手を法的に拘束する」ことに平等がある (RL.§46)。「公共の安寧(息災)は公共体(国家)の最高の法である」という格言は、人民の幸福にかんするものではなく、個人の権利にかんするものであり、公共の安寧は、法によって各人に自由を保証するような法的体制である」(TP.297, Vgl. RL.§49)。
- 23) ドイツの諸領邦における絶対主義的政策(官房学によって理論化される)においては公共の福祉が一つの柱となったが、これはパタナーリズム的なものであった。
- 24) ケアスティングによれば、カントにおいては、幸福を度外視した法・権利の形式が問題となるが、「自己規定に基づいて生きる権利」の保証は自由権に含まれると解釈でき、ここに「社会国家[福祉国家]」の基礎づけを見出すことができる(前掲書、40頁)。

(本研究は平成26年度札幌大学研究助成制度による研究成果である)